原告・川口陳述（要旨）

私が門真市立五月田小学校に就職したとき、この職場で取り組まれていた平和教育に大きな感銘を受けました。私は、被爆地長崎の出身で、高校時代、原爆の被害者であった私の恩師が、白血病で亡くなるという経験をしています。ところが、自分自身の小学・中学・高校時代には、長崎の原爆被害について教えられたことはほとんどなかったのです。私は被害者としての戦争と加害者としての戦争の両側面から子どもたちに伝えてきました。（中略）私は、卒業式での「君が代」斉唱の強制は、戦前のような軍国主義教育につながる危険性があるということを、校長や教育委員会に訴え続けています。（中略）

私は、加害者としての戦争を伝えていくとき、「君が代」が戦争を押し進めるときのシンボルとして使われていた話を子どもたちにしています。それは歴史的事実であるし、戦前のような戦争の歴史を二度と繰り返さないためにも、子どもたちが知っておくべきことだと考えるからです。

このような私にとって、卒業式に「君が代」を斉唱するということは、今まで自分が行ってきた平和教育の実践との間に矛盾を生じることになります。（中略）

今回の門真市教育委員会の私に対する「訓告」処分は、教育現場で私たち教員が、「君が代」について、歴史的、科学的にものを考えていくことを、否定しているとしか考えられません。

今回の、門真市教育委員会による私に対する処分を取り消すことを、心から求めます。

3月10日東京高裁　「君が代」処分を取り消す

■3月10日、逆転勝訴ー歴史的勝利
東京「君が代」裁判一次訴訟（04年処分）
原告167名

この裁判は、03年10・23通達が出されて以降、同年秋から翌年春にかけて、周年行事、卒業式などで、「日の丸・君が代」強制に従わなかったとして処分された都立学校教員が、都を相手取り、職務命令および懲戒処分は違憲・違法であるから、懲戒処分を取り消し、損害賠償（慰謝料）せよ、と求めてたたかっている裁判です。1審の東京地裁は09年3月26日に「請求棄却」の反動判決を出し、原告が控訴していました。

▼1審判決を取り消し

3月10日、原告や支援の仲間など約200人がかけつけ、法廷内外で見守るなか、東京高裁（大橋寛明裁判長）は、「懲戒処分を取り消す。損害賠償請求は棄却」の判決を出しました。

結論として判決では、不起立行為などを理由として懲戒処分を科すことは社会通念上著しく妥当性を欠き、重きに失するとして、懲戒権の範囲を逸脱・乱用するものであるとして、違法であると明言しました。

他方、判決は、10・23通達および職務命令は、憲法19条・20条に違反せず、改定前教育基本法10条の「不当な支配」にもあたらないと言っており、ここは問題があるところです。また、損害賠償請求も認めませんでした。

【付記】

3月10日は、上記裁判の前に、アイム89（東京教育労働者組合）の「君が代」裁判（原告2名、戒告処分）もあり、こちらでも処分取消の勝利判決がでました。同じ裁判長です。

また東京では、この3月の卒業式で、君が代不起立を理由に不当な処分を受けたのは6名（戒告2名、減給3名、停職6か月1名、ちなみに昨年の卒業式処分者は4名であった）。このうち、初の不起立者が2名含まれている。

【大阪でも】

3月30日、守口市教委は、市立中学校教員（09年不起立）に対して1年間にわたる監視行動と思想チェックを行い、11年度卒業式に対して「職務命令」での起立の強制、それでも不起立をしたとして戒告処分を強行。

5月6日、大阪府教委は、入学式の国歌斉唱時に校長の職務命令に従わず起立しなかったとして、豊中市の府立高校の女性教諭2人を戒告とする懲戒処分を行った。